

○山口市立図書館条例

平成 1 7 年 1 0 月 1 日

条例第 7 8 号

改正 平成 2 2 年 1 月 1 6 日 条例第 1 号

平成 2 2 年 6 月 2 9 日 条例第 5 8 号

平成 2 4 年 3 月 2 1 日 条例第 1 0 号

平成 2 5 年 3 月 2 1 日 条例第 1 1 号

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）

第 1 0 条の規定に基づき、山口市立図書館（以下「図書館」という。）

を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口市立中央図書館	山口市 中園町 7 番 7 号
山口市立小郡図書館	山口市 小郡下郷 6 0 9 番地 1
山口市立秋穂図書館	山口市 秋穂東 6 8 2 3 番地 1
山口市立阿知須図書館	山口市 阿知須 2 7 3 7 番地 1
山口市立徳地図書館	山口市 徳地堀 1 5 2 7 番地 3
山口市立阿東図書館	山口市 阿東徳佐中 3 4 2 5 番地 1

(職員)

第 3 条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(管理)

第 4 条 図書館は、山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）

が管理する。

(利用の手続)

第5条 図書館の図書、記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を利用しようとする者は、別に定める手続によらなければならない。

(損害賠償)

第6条 図書館資料又は器具を亡失し、又は損傷した者は、教育委員会の指示に従い、現品又は金銭をもって賠償しなければならない。
ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定に基づき、山口市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営その他に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口情報芸術センター条例(平成 1 5 年山口市条例第 2 4 号)、小郡町立図書館条例(昭和 5 6 年小郡町条例第 2 7 号)、阿知須町立図書館設置及び管理に関する条例(平成 1 4 年阿知須町条例第 2 1 号)又は徳地町立図書館条例(昭和 3 2 年徳地町条例第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に任命する委員の任期は、第 7 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 1 9 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 (平成 2 2 年 1 月 1 6 日条例第 1 号)

この条例は、平成 2 2 年 1 月 1 6 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 6 月 2 9 日条例第 5 8 号)

この条例は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 2 1 日条例第 1 0 号)

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 1 日条例第 1 1 号)

この条例は、平成 2 5 年 8 月 4 日から施行する。